





る口座に支払うものとする。振込手数料は甲の負担とする。

指定金融機関口座: PayPay銀行 ビジネス営業部 普通口座 5978948 JOINS 株式会社

#### 第7条 (本業務委託料及び本報酬の変更)

- 1 甲及び乙は、本業務の量・質が変更された場合は協議の上、甲および乙が書面により合意することによって本業務委託料を変更できるものとする。
- 2 前項により本業務委託料が変更した場合でも本報酬額は変わらないが、丙の価格改定などに伴い甲及び丙が書面(電子メール及び丙が提供するWEBサイト上のメッセージ機能を含む)により合意した場合、本報酬額を変更できるものとする。

#### 第8条 (契約の解除等)

- 1 甲、乙および丙のいずれかが次の各号のいずれかに該当したときまたはその恐れがあると判断したときは、他の契約当事者は何らの催告を要せずして、当該当事者との間における本契約を解除することができる。なお、被解除者は、本契約に関し他の契約当事者に対して負担する債務の全てにつき、当然に期限の利益を失うものとする。
  - (1) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これに準ずる手続きが開始されたとき
  - (2) 破産、民事再生、会社更生手続又は特別清算の手続開始決定等の申し立てがなされたとき
  - (3) 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消等の処分を受けたとき
  - (4) 合併による消滅、営業の廃止・変更、又は解散決議がなされたとき
  - (5) 自ら振出し若しくは引受けた手形又は小切手につき不渡り処分を受ける等、支払停止状態に至ったとき
  - (6) 重大な契約違反または背信行為があったとき
  - (7) 上記各号に準ずる事由その他本契約の継続を困難とする事由が発生したとき
- 2 甲、乙および丙のいずれかが本契約の各条項に違反し、他の契約当事者からの相当の期間を定めた催告がなされたにも関わらず、その期間内に是正しないときは、他の契約当事者は当該当事者との間における本契約を解除することができる。なお、被解除者は、本契約に関し他の契約当事者に対して負担する債務の全てにつき、当然に期限の利益を失うものとする。

#### 第9条 (守秘義務)

甲、乙及び丙は、本契約の履行に関連して知り得た他の契約当事者の技術上または営業その他業務上情報を秘密として取り扱い、本契約の有効期間中はもとより本契約終了後といえども、第

三者に開示または漏洩してはならず、本契約の履行以外の目的で利用してはならない。但し、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りでない。

- 1 本契約締結以前に既に保有している情報
- 2 第三者から正当に入手した情報
- 3 他の契約当事者からの提供によらず、独自に開発した情報
- 4 本契約締結の前後を問わず既に公知となった情報

#### 第10条 (本業務の成果物等に関する知的財産権及びその利用)

- 1 本業務に基づき乙が甲に対して納品した成果物に関する著作権等の知的財産権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、本業務が完了するまでの間は乙に帰属し、本業務が完了した段階で甲に移転・帰属するものとする(乙が当契約開始前より有している知的財産権(以下「留保知的財産権」という)を除く。但し、乙は甲に対し、当該成果物を利用するために必要な範囲で留保知的財産権の利用(第三者への使用許諾を含む。)を無償で許諾するものとする。)。但し、第三者の保有する知的財産権について、第三者の許可を得た上で乙が成果物に利用した場合、該当する知的財産権は、第三者に帰属し、甲に移転・帰属しないものとする。また、乙は甲に対して、当該成果物にかかる著作権者人格権を行使しないものとする。
- 2 前項の定めにかかわらず、本業務に関連する知的財産権の扱いに関し、甲乙間で別途合意をした場合には、当該合意の内容が優先する。

#### 第11条 (契約関係)

- 1 甲、乙及び丙は、各契約当事者が相互に独立した事業主として本契約を締結するものであり、各契約当事者の関係が使用者及び労働者又は本人及び代理人の関係ではないことを、相互に確認する。
- 2 甲、乙及び丙は、各契約当事者が相互に独立した事業主であり、いずれかの契約当事者の債務を他の契約当事者が保証又は連帯して履行することを本契約により約するものではないことを、相互に確認する。

#### 第12条 (損害賠償)

- 1 甲又は乙は、本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対しその損害を賠償しなければならない。
- 2 甲又は乙は、本業務を実施するに際し、故意又は過失により相手方が第三者から損害賠償請求をされ又は第三者との間でトラブルとなった場合、自己の責任で当該損害を賠償し又は当該トラブルの解決にあたるものとし、相手方は何ら責任を負わないものとする。また、故意又は過失によって第三者との間でトラブルとなったことにより相手方に損害が発生した場合

は、相手方に対して当該損害を賠償する責任を負うものとする。

- 3 本条に定める損害賠償の額は、乙が本業務委託契約により受領した報酬総額を上限とする。

#### 第13条 (協議事項)

本契約に定めのない事項または契約条項の解釈について疑義が生じた場合は、その都度、甲乙丙誠意をもって、協議の上決定する。

#### 第14条 (反社会的勢力の排除)

- 1 甲、乙及び丙は、それぞれ他の契約当事者に対し、次の各号の事項を本契約の締結時において確約し、かつ将来にわたっても確約する。
  - (1) 自らが、反社会的勢力(暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員、マフィア、仕手筋、右翼、過激派、その他一般庶民の平穏な生活を脅かす組織又は個人等を指す(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないことおよびなかったこと。
  - (2) 甲、乙および丙の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
  - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させる、資金等を提供するなど、便宜の供与を目的として、本契約を締結するものでないこと。
  - (4) 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
    - 1 他の契約当事者に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
    - 2 偽計又は威力を用いて他の契約当事者の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。
- 2 甲、乙又は丙のいずれかについて、本契約の有効期間内に、前項のいずれかに違反、またはその恐れがあると判断した場合、他の契約当事者は、何らの催告を要せずして、当該当事者との間において本契約を解除することができる。
- 3 甲、乙又は丙が前項の規定により本契約を解除したときは、甲、乙又は丙は、被解除者に対して、当該解除時の直近3ヵ月間に発生した各月の本業務委託料又は本報酬のうち、最も高額な月の分の本業務委託料又は本報酬に6を乗じた金額(当該解除時の直近 3 ヶ月間に発生した本業務委託料又は本報酬がない場合には100万円とする)を違約金として請求することができる。
- 4 前項の規定は、甲、乙又は丙が被解除者に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

#### 第15条 (存続条項)

本契約の期間満了後または解除後においても、第5条、第8条、第9条、第10条、第12条、第14条第3項及び第4項、本条ならびに第16条の規定は、引き続きその効力を有する。

## 第16条 (管轄)

- 1 甲、乙及び丙は、本契約に関する紛争については、丙を当事者に含むものについては訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を、丙を当事者に含まないものについては訴額に応じて被告となる当事者の本店所在地ないしは住所地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 2 本契約の準拠法は日本法とする。

## 第17条 (中小企業庁補助金「デジタル化応援隊事業」活用時のみ適用する条文)

- 1 甲及び乙が、本業務の委託に関し、独立行政法人中小企業基盤整備機構の施策であり、「中小企業デジタル化応援隊事業」に定める業務委託契約(以下「所定契約」という)を別途締結する場合であって、所定契約に定める内容が本契約と矛盾するときは、所定契約の定めを本契約に優先して適用する。
- 2 前項の規定は、所定契約が終了した場合に本契約も当然終了する趣旨の規定ではなく、所定契約の終了時期及び終了原因並びに所定契約の終了時に乙の実業務時間が所定契約で定めた乙の業務時間に達しているか否かにかかわらず、所定契約の終了後は、本契約の定めが適用される。
- 3 第1項第1文の場合において、所定契約が終了したときは、乙は、丙に対し、所定契約の終了時期及び終了原因にかかわらず、所定契約の終了の事実及びその理由を、丙が別途指定する方法により報告しなければならない。

以上、本契約締結の証として、本書を電磁的に作成し、甲、乙及び丙が署名捺印又はこれに代わる電磁的処理を施し、各自保管するものとする。

甲

乙

丙

長野県北安曇郡白馬村大字北城3020-870 NOMAD 白馬  
JOINS株式会社 代表取締役 猪尾愛隆